

証券コード 4422
2025年10月10日
(電子提供措置の開始日：2025年10月8日)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株 主 各 位

東京都文京区小日向四丁目5番16号
V A L U E N E X 株式会社
代表取締役社長 中 村 達 生

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.valuenex.com/ir-library>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューの「株主総会」からご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4422/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「VALUENEX」又は「コード」に当社証券コード「4422」(半角)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

インターネット又は書面等、事前に議決権を行使いただく場合は、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2025年10月29日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年10月30日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都文京区大塚一丁目5番23号
嘉ノ雅 茗溪館 2階 茗溪
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第19期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
インターネットにより議決権を行使される場合は「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。

以 上

- ~~~~~
1. 本総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

4. 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

事業報告

- ・新株予約権等の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ・会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際した監査した対象書類の一部であります。

<インターネットによる事前質問受付のご案内>

本株主総会におきましては、株主の皆様から本株主総会の目的事項に関するご質問を事前にお受けいたします。事前に頂戴したご質問の中から、株主の皆様から特に関心の高いと思われる事項につきましては、株主総会当日にご説明させていただく予定です。フォーム内に株主名、株主番号、メールアドレスを明記のうえ、2025年10月29日（水曜日）午後5時30分までにご連絡いただきますようお願い申し上げます。

ご登録いただきました株主様の個人情報につきましては、株主総会の事前質問受付用にのみ利用させていただきます。

◆事前のご意見ご質問受付方法◆

方 法	フォームにて株主名・株主番号・メールアドレス・ご意見ご質問の登録をお願いします。
-----	--

フ ェ ィ ム	https://www.valuenex.com/jp/ir/questionnaire-form
---------	---

締 め 切 り	2025年10月29日（水曜日） 午後5時30分
---------	--------------------------

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、インターネット又は郵送（議決権行使書）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。事前行使後、当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、ご注意ください。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2025年10月29日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードで

のログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

ウェブサイトの保守・点検のための取扱休止時間：午前2時30分～午前4時30分

株主総会参考書類

第 1 号議案 取締役 5 名選任の件

取締役 7 名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう 2 名減員し、社外取締役 1 名を含む取締役 5 名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	再任 中村達生 (1965年11月25日)	1991年 4 月 株式会社三菱総合研究所入社 1994年10月 東京大学工学部助手 1997年10月 株式会社三菱総合研究所復職 2006年 8 月 株式会社創知（現当社）設立 代表取締役社長就任（現任） 2014年 2 月 VALUENEX, Inc.設立 Board of Director(CEO)就任（現任） 2018年 4 月 当社CEO就任（現任） 2019年 2 月 当社社長執行役員就任 〈取締役候補者とした理由〉 中村達生氏は、2006年 8 月の当社設立以来、代表取締役として当社の経営の指揮を執り、当社企業価値の向上に貢献しております。今後も同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。	660,800株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	再任 さめ じま まさ あき 鮫 島 正 明 (1965年 9 月 15 日)	1990年 4 月 株式会社太陽神戸三井銀行（現株式会 社三井住友銀行） 入行 2000年 2 月 株式会社テレコメディア 出向 2002年 4 月 株式会社三井住友銀行 復職 2010年 1 月 SMBCコンサルティング株式会社 出向 2013年10月 株式会社三井住友銀行 復職 2019年 8 月 当社入社 コーポレート本部長 就任 2019年10月 当社取締役 就任 上席執行役員 就任 CFO 就任（現任） VALUENEX, Inc. Board of Director(CFO) 就 任（現任） 2021年 3 月 当社専務取締役 就任（現任）	2,000株
		〈取締役候補者とした理由〉 鮫島正明氏は、取締役就任以来、一貫して当社の経営を担うとともに、CFOとして当社の企業価値向上に貢献しております。今後も同氏の豊富な経験と高い見識により、更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。	
3	再任 ちょい じょん Choi Jiyong (1982年 8 月 30 日)	2008年 4 月 モルガン・スタンレー証券株式会社入 社 2017年 2 月 VALUENEX, Inc.入社 2018年 2 月 VALUENEX, Inc. Board of Director(COO) 就任（現任） 2024年10月 当社取締役 就任（現任）	18,000株
		〈取締役候補者とした理由〉 Choi Jiyong氏は、モルガン・スタンレー証券株式会社にて要職を歴任し、2017年に当社の米国連結子会社であるVALUENEX, Inc.に入社し、2018年からは最高執行責任者（COO）として、当社グループのグローバル事業の成長に貢献して参りました。 同氏の海外事業における豊富な経験と高い見識は、当社取締役としての職務を適切に遂行するうえで極めて有用であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	再 任 たき ぐち ただし 瀧 口 匡 (1962年4月3日)	1986年 4 月 野村證券株式会社入社 1997年11月 ウインドマーク投資顧問株式会社専務取締役就任 2002年 7 月 株式会社アクセル・インベストメント代表取締役就任 2005年12月 ウエルインベストメント株式会社代表取締役社長就任（現任） 2006年 1 月 早稲田大学アントレプレヌール研究会理事就任（現任） 2007年 6 月 ウエル・アセット・マネジメント株式会社取締役就任（現任） 2009年 7 月 日本ベンチャーキャピタル協会幹事就任 2009年 9 月 早稲田大学学術博士Ph.D.（国際経営）取得 2011年 4 月 早稲田大学ビジネススクール非常勤講師就任 2012年 5 月 文部科学省（現JST）STARTプロジェクト代表事業プロモーター就任 2014年 7 月 日本ベンチャーキャピタル協会理事就任 2017年 4 月 早稲田大学客員教授就任（現任） 2017年12月 日本ベンチャー学会理事就任（現任） 2020年 6 月 株式会社フェイス社外取締役就任 2020年10月 当社取締役就任（現任） 2022年 3 月 株式会社オプトラン社外取締役就任（現任）	—
		〈取締役候補者とした理由〉 瀧口匡氏は、これまでの業務経験により培われた会社経営全般における豊富な経験・知見を有し、また、当社の経営戦略全般にアドバイザーとして関わっております。今後も同氏の豊富な経験と高い見識により、更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	再任 すず 鈴 き 木 まさ 理 あき 晶 (1975年8月21日)	2003年10月 弁護士登録 2003年10月 弁護士法人クレア法律事務所入所 2006年 4 月 早稲田大学インキュベーション推進室 (現「アントレプレナーシップセンタ ー」) 法務コンサルタント就任 (現 任) 2010年 6 月 社団法人日本マーケティング・リサー チ協会 (現「一般社団法人日本マーケ ティング・リサーチ協会」) プライバ シーマーク審査会委員就任 (現任) 2012年 6 月 弁護士法人クレア法律事務所パートナー 財団法人ベンチャーエンタープライズ センター (現「一般財団法人ベンチャ ーエンタープライズセンター」) 理事 就任 (現任) 2014年12月 ターナー法律事務所開設所長弁護士 (現任) 2016年10月 当社社外取締役就任 (現任) 2020年 5 月 一般社団法人日本マーケティング・リ サーチ協会監事就任 (現任)	—
〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等〉 鈴木理晶氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経 験はありませんが、弁護士及びベンチャー企業のアドバイザーとして企業 法務における豊富な知識、経験を有しており、当社の経営全般に関する助 言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわ しいと判断したため、引き続き社外取締役候補者いたしました。また、 同氏には上記の知識や経験等を活かして、社外取締役として経営者の視点 から、経営の監督、チェック機能等の向上に貢献していただくことを期待 しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主 総会の終結の時をもって9年となります。			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木理晶氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第27第2項において、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、鈴木理晶氏は、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定です。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告「2. 会社の現況(2)会社役員状況③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」をご参照ください。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	再任 まつ だ ひとし 松 田 均 (1953年6月22日)	1977年4月 三井物産株式会社入社 1989年7月 同社中国広州事務所所長代理就任 1995年10月 ドイツ三井物産有限会社Director、本店合成樹脂部長兼ミュンヘン事務所長就任 1998年8月 香港AK&M貿易有限公司董事総経理 2002年7月 株式会社ニュー・マテリアル・サービス取締役副社長就任 2013年6月 三井物産株式会社退職 2013年7月 株式会社ジーエヌアイグループ取締役代表執行役COO就任 2015年4月 同社顧問就任 2015年6月 ニッコー株式会社非常勤監査役就任（現任） 2015年7月 当社常勤社外監査役就任（現任） 2017年8月 クオリプス株式会社非常勤監査役就任 2020年5月 タッチエンス株式会社非常勤監査役就任（現任） 2021年1月 FUTAEDA株式会社非常勤取締役就任 2021年11月 株式会社バックス・バイオイノベーション非常勤監査役就任（現任） 2022年6月 株式会社PhotoQ3非常勤監査役就任（現任） （社外監査役候補者とした理由） 松田均氏は、大手商社勤務経験及び事業会社での取締役、社外監査役勤務経験を通じて、企業監査に関する専門的で幅広い知識と経験を有していることから、当社の経営全般について監査・監督機能を果たしていただけると判断し、引き続き社外監査役候補者とししました。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって10年4ヶ月となります。	6,900株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	再 任 みや うち ひろし 宮 内 宏 (1960年9月22日)	1985年 4 月 日本電気株式会社入社 2001年 4 月 同社インターネットシステム研究所研究部長就任 2008年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会）ひかり総合法律事務所入所 2011年 6 月 宮内宏法律事務所 （現 宮内・水町IT法律事務所）所長就任（現任） 2015年 7 月 当社社外監査役就任（現任） 2017年11月 株式会社トウスイ監査役就任（現任） 2023年 3 月 株式会社ユニバーサルエンターテインメント社外取締役就任 2025年 3 月 株式会社サイバーリンクス社外取締役就任（現任）	—
		（社外監査役候補者とした理由） 宮内宏氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士及びデータ専門家としての知識を有し、その豊富な経験から、当社の経営全般について監査・監督機能を果たしていただけると判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって10年4ヶ月となります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	再任 金子良太 (1977年3月26日)	2000年7月 公認会計士登録 2004年4月 國學院大学経済学部専任講師就任 2007年4月 國學院大學経済学部准教授就任 2009年10月 George Mason大学客員研究員就任 2011年9月 米国公認会計士登録 (ワシントン州) 2012年4月 早稲田大学非常勤講師就任 2013年4月 國學院大学経済学部教授就任 2013年10月 内閣府公益法人の会計に関する研究会 参与 (現任) 2013年10月 経済産業省契約等評価監視委員会委員 就任 (現任) 2015年4月 内閣府歳出改革ワーキンググループ委 員 2023年4月 内閣府EBPM・歳出改革等有識者グル ープ構成員就任 (現任) 2024年4月 早稲田大学大学院会計研究科教授就任 (現任) 2024年12月 当社社外監査役就任 (現任) (社外監査役候補者とした理由) 金子良太氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、大学教授としての経験を有し、また、公認会計士及び米国公認会計士の資格を有し、会計業務に精通しており、その豊富な経験から、当社の経営全般について監査・監督機能を果たしていただけると判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって11ヶ月となります。	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は社外監査役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当社は社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第35第2項において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、各候補者は当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定です。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告「2. 会社の現況 (2)会社役員の状況 ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」をご参照ください。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

事業報告

(2024年8月1日から)
(2025年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは「世界に氾濫する情報から”知”を創造していく」ことをミッションとし、他に類のない自然言語処理・類似性評価・2次元可視化・指標化等の技術により、さまざまな文書情報を用いた各種の解析サービスを提供しております。

当連結会計年度における我が国経済は、内需及びインバウンド需要の回復など、社会活動の正常化の動きがみられました。一方で、国際情勢不安、円安の進行、物価上昇など、景気動向についてもいまだ予断を許さない状況が続いております。

このような環境の下、当社グループは、引き続き国内及び海外におけるコンサルティングサービス及びASPサービスのさらなる販売拡大に取り組みました。新規案件の受注は順調だったものの、北米大手顧客の内3社の社内体制の変更とトランプ関税の影響、一部案件の成約が遅延していることにより、海外におけるコンサルティングサービスの成果は一部翌期に持ち越しとなりました。また、営業活動等で必要な人材の採用を行いまして、採用は3名となり、人材や生成AIを活用したサービスの研究開発への投資コスト、業務委託費が増加いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は690,858千円（前期比12.1%減）、営業損失は73,387千円（前期は営業利益4,915千円）、経常損失は73,687千円（前期は経常利益5,951千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は82,265千円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益3,432千円）となりました。

なお、当社グループはアルゴリズム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

主なサービス別の状況は以下のとおりであります。

(a)コンサルティングサービス

当連結会計年度におけるコンサルティングサービスの売上高は、355,689千円（前期比21.9%減）でありました。

(b)ASPサービス

当連結会計年度におけるASPサービスの売上高は、325,767千円（前期比1.4%増）でありました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,424千円であり、内容といたしましては工具器具及び備品の購入であります。

③ 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2022年7月期)	第 17 期 (2023年7月期)	第 18 期 (2024年7月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (2025年7月期)
売 上 高 (千円)	653,401	704,480	786,381	690,858
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	52,502	37,877	5,951	△73,687
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 又 は 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△) (千円)	33,306	37,462	3,432	△82,265
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	11.76	13.20	1.21	△28.93
総 資 産 (千円)	967,857	941,149	1,007,208	911,522
純 資 産 (千円)	736,379	780,012	789,669	709,054
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	258.71	273.73	277.13	247.93

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産は小数点第3位をそれぞれ四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、期中平均発行済株式数を算出するにあたり、自己株式数を控除しております。
3. 1株当たり純資産は、自己株式数を控除した後の期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
V A L U E N E X , I n c .	1,300,000 USD	100.0%	コンサルティング事業

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻くいわゆるビッグデータ関連市場はまだこれから成長が期待される事業領域であると考えており、当社グループのアルゴリズム技術は人工知能（AI）が脚光を浴びている昨今、その取り巻く潜在市場も大きいと予想されます。

2025年7月期におきましては、新規案件の受注は順調だったものの、北米大手顧客の内3社の社内体制の変更とトランプ関税の影響、一部案件の成約が遅延していることにより、売上高を思うように伸ばすことができませんでした。しかしながら、AI関連技術が実用フェーズを迎え、世界中でデジタルトランスフォーメーションへのシフトが急速に進行しており、市場規模の拡大が続いております。当社のビッグデータ解析技術は、デジタルトランスフォーメーションの進歩によって、今後需要が見込める分野であると考えております。

①新規事業分野の開拓

当社グループの事業領域は、大量の文書解析のニーズがある分野すべてにわたっておりますが、現状、特に知的財産権の分野が主要な事業領域となっております。当社グループは、これをマーケティング分野、投資分野、医療分野、法曹分野などに展開していくことが可能であり、新規事業分野への開拓が重要と考えております。

②VALUENEXブランドの強化

予測分析のリーディングカンパニーとしての地位を築くことを目標としているなかで、VALUENEXという社名をサービス名にも昇華させ、さらにはブランド化していきたいと考えております。そのためには認知度向上が不可欠であり、インターネットなどを有効に利活用しながら、定着を図る方針であります。

③優秀な人材の確保と育成

当社グループは、今後、さらなる事業成長を目指していく上で、最も重要な経営資源は人材であると考えており、そのためには優秀な人材の確保と育成が不可欠であると認識しております。当社グループにおきましては、社内コミュニケーションの活性化や人事評価制度の整備等によって人材の定着と能力の底上げを行うとともに、当社グループの企業理念・風土に合致した人材の確保を進めてまいります。

④海外展開の強化

当社グループが、中長期的な視野からさらなる成長を図るには海外市場、特に当社の子会社がある米国での事業展開の強化が重要であると考えております。そのために今後は営業体制の強化、開発体制の強化を推進していく方針であります。

⑤内部管理体制の強化

当社グループが、事業規模を拡大するとともに企業価値を継続的に高めていくためには、内部管理体制の更なる強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの運用、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の効率化と法令遵守の徹底を図るとともに、監査役による監査や定期的な内部監査の実施により、より一層の内部統制強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年7月31日現在）

事業区分	事業内容
アルゴリズム事業	当社のアルゴリズムを基盤にしたビッグデータ （（注）1. ）の解析ツールの提供とそれを用いたコンサルティングサービス

（注） 1. ビッグデータ：従来、膨大な量であるため、処理が困難とされていた大量のデータ。

2. 当社グループはアルゴリズム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(6) 主要な営業所及び工場（2025年7月31日現在）

① 当社

本	社	東京都文京区
---	---	--------

② 子会社

VALUENEX, Inc.	米国カリフォルニア州 メンロパーク市
----------------	--------------------

(7) **使用人の状況**（2025年7月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況 33（11）名（前連結会計年度末比2名減（1名減））

（注）1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
28（2）名	2名減（1名減）	40.4歳	5.0年

（注）使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2025年7月31日現在）

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年7月31日現在)

① 発行可能株式総数	3,600,000株
② 発行済株式の総数	2,902,200株
③ 株主数	1,449名
④ 大株主	

株主名	持株数	持株比率
早稲田1号投資事業有限責任組合	1,106,100株	38.83%
中村達生	660,800	23.20
ウエルインベストメント株式会社	125,100	4.39
MSIP CLIENT SECURITIES	80,300	2.82
吉田憲司	50,500	1.77
株式会社八創	50,000	1.76
株式会社SBI証券	39,780	1.40
長谷川智彦	30,000	1.05
JPMorgan証券株式会社	19,100	0.67
Choi Jiyoung	18,000	0.63

- (注) 1. 当社は、自己株式を53,500株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は8,900株増加しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年7月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	中 村 達 生	CEO VALUENEX, Inc. Board of Director(CEO)
専 務 取 締 役	鮫 島 正 明	CFO VALUENEX, Inc. Board of Director(CFO)
常 務 取 締 役	本 多 克 也	先進情報学研究所長
取 締 役	片 桐 広 貴	CTO VALUENEX, Inc. Board of Director(CTO)
取 締 役	Choi Jiyoung	VALUENEX, Inc. Board of Director(COO)
取 締 役	瀧 口 匡	ウエルインベストメント株式会社代表取締役社長 ウエル・アセット・マネジメント株式会社取締役 早稲田大学アントレプレヌール研究会理事 早稲田大学客員教授 日本ベンチャー学会理事 株式会社オプトラン社外取締役
取 締 役	鈴 木 理 晶	ターナー法律事務所所長 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター理事 早稲田大学アントレプレナーシップセンター法務コンサル タント 一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会プライバ シーマーク審査会委員 一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会監事
常 勤 監 査 役	松 田 均	ニッコー株式会社非常勤監査役 タッチエンス株式会社非常勤監査役 株式会社バックス・バイオイノベーション非常勤監査役 株式会社PhotoQ3非常勤監査役
監 査 役	宮 内 宏	宮内・水町IT法律事務所所長 株式会社トウスイ監査役 株式会社サイバーリンクス社外取締役

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
監 査 役	金 子 良 太	早稲田大学大学院会計研究科教授 経済産業省契約等評価監視委員会委員 内閣府EBPM・歳出改革等有識者グループ構成員

- (注) 1. 取締役鈴木理晶氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
2. 常勤監査役松田均氏、監査役宮内宏氏及び監査役金子良太氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 監査役花堂靖仁氏は、2024年11月30日付で辞任により監査役を退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、國學院大學名誉教授、株式会社ファルコン・コンサルティング上席顧問及び早稲田大学知的資本研究会上級顧問でありました。
4. 監査役金子良太氏は、2024年12月1日付で当社の監査役に就任しております。
5. 常勤監査役松田均氏、監査役花堂靖仁氏及び監査役金子良太氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役松田均氏は、他の上場企業の監査役を務めております。
 - ・監査役花堂靖仁氏は、大学等における会計を含む企業開示分野の専門家としての経験があり、また経済産業省産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会委員を歴任しております。
 - ・監査役金子良太氏は、大学教授としての経験を有し、また、公認会計士及び米国公認会計士の資格を有し、会計業務に精通しております。
6. 取締役瀧口匡氏は、2025年1月30日付で株式会社フェイスの社外取締役を退任いたしました。
7. 監査役宮内宏氏は、2025年3月28日付で株式会社サイバーリンクスの社外取締役に就任し、2025年7月3日付で株式会社ユニバーサルエンターテインメントの社外取締役を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。

また、2024年11月30日をもって社外監査役を辞任いたしました花堂靖仁氏との間で同様の契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員（＊１）、社外派遣役員（＊２）、退任役員及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。ただし、違法に利益又は便宜を得た行為又は犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為は上記保険契約により補填されません。

なお、保険料は全額会社が負担しております。

また、2024年11月30日をもって社外監査役を辞任いたしました花堂靖仁氏との間で同様の契約を締結しておりました。

（＊１）管理職従業員：取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された者を言います。

（＊２）社外派遣役員：当社、当社子会社での役職を問わず、当社、当社子会社以外の国内法人の役員となった場合、その法人の職務に起因する損害賠償請求に係る法律上の損害賠償金及び争訟費用が補償されます。ただし、海外法人への派遣は補償対象となりません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち 社 外 取 締 役)	7 名 (1)	66,840千円 (2,400千円)
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	4 (4)	15,720 (15,720)
合 計 (うち 社 外 役 員)	11 (5)	82,560 (18,120)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年4月10日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2018年4月10日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 支給人員には、当事業年度中に退任いたしました監査役1名を含んでおります。

ロ) 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

ハ) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、取締役会において決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の基本報酬は固定報酬のみとし、株主総会で決議された範囲内で、取締役会決議によって決定いたします。

2. 個人別の報酬等の額又は算定方法

基本報酬については月額固定報酬とし、2018年4月10日の臨時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない）と決議され、当該限度額内で役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

3. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬である固定報酬については、取締役の在任期間中に毎月現金で固定額を支払います。

4. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長CEO中村達生が取締役の個人別の固定報酬の金額の決定をしております。これらの権限を委任した理由としては、当社の取締役の多くが業務執行取締役であるため、業務執行を統括する代表取締役社長による評価に基づく決定方法が、取締役会での合議により決定されるものより適しているとの考えからであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役鈴木理晶氏はターナー法律事務所所長及び一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター理事、早稲田大学アントレプレナーシップセンター法務コンサルタント、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会プライバシーマーク審査会委員、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会監事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役松田均氏はニッコー株式会社非常勤監査役及びタッチエンス株式会社非常勤監査役、株式会社バックス・バイオイノベーション非常勤監査役、株式会社PhotoQ3非常勤監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役宮内宏氏は宮内・水町IT法律事務所所長、株式会社トウスイ監査役及び株式会社サイバーリンクス社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役花堂靖仁氏は國學院大學名誉教授及び株式会社ファルコン・コンサルティング上席顧問、早稲田大学知的資本研究会上級顧問であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役金子良太氏は早稲田大学大学院会計研究科教授、経済産業省契約等評価監視委員会委員及び内閣府EBPM・歳出改革等有識者グループ構成員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 鈴木 理 晶	当事業年度に開催した取締役会12回のすべてに出席いたしました。 取締役会では特に法務面について専門的な立場から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をしております。 また、弁護士としての専門的見地から監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。
監査役 松 田 均	当事業年度に開催した取締役会12回のすべて、監査役会12回のすべてに出席いたしました。 主に上場企業の役員として培った豊富な経験と見識のもと、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においても、当該経験等から当社の内部監査等について積極的に意見を述べており、豊富な経験と見識のもと、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 花 堂 靖 仁	2024年11月30日に退任するまでに開催された取締役会4回のうち1回、監査役会4回のうち2回に出席いたしました。 主に大学教授としての会計を含む企業開示分野の専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においても、当該見地から積極的に意見を述べており、特に会計面について専門的な立場から必要に応じ、発言を行っております。
監査役 宮 内 宏	当事業年度に開催した取締役会12回のすべて、監査役会12回のすべてに出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要に応じ、発言を行っております。
監査役 金 子 良 太	2024年12月1日就任後に開催された取締役会8回のうち7回、監査役会8回のすべてに出席いたしました。 主に大学教授及び公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においても、当該見地から積極的に意見を述べており、特に会計面について専門的な立場から必要に応じ、発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

協立監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	8,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	8,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	850,598	流動負債	202,468
現金及び預金	708,887	買掛金	5,136
売掛金	84,907	未払法人税等	290
仕掛品	17,036	前受金	166,571
その他の他	39,767	その他	30,470
固定資産	60,923		
有形固定資産	41,746		
建物	54,756		
工具、器具及び備品	39,522		
リース資産	2,118		
減価償却累計額	△54,651		
投資その他の資産	19,177		
その他の他	19,177		
		負債合計	202,468
		(純資産の部)	
		株主資本	690,554
		資本金	82,220
		資本剰余金	729,810
		利益剰余金	△99,184
		自己株式	△22,291
		その他の包括利益累計額	15,729
		為替換算調整勘定	15,729
		新株予約権	2,771
		純資産合計	709,054
資産合計	911,522	負債純資産合計	911,522

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年8月1日から
2025年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	690,858
売上原価	161,703
売上総利益	529,154
販売費及び一般管理費	602,542
営業損失(△)	△73,387
営業外収益	
受取利息	2,682
その他の費用	34
営業外費用	
支払利息	1
為替差損	2,941
その他の	73
経常損失(△)	3,016
税金等調整前当期純損失(△)	△73,687
法人税、住民税及び事業税	△518
過年度法人税等	9,096
当期純損失(△)	8,577
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△82,265
	△82,265

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

科 (資 産 の 目 部)	金 額	科 (負 債 の 目 部)	金 額
流 動 資 産	796,114	流 動 負 債	208,863
現 金 及 び 預 金	674,012	買 掛 金	6,136
売 上 掛 金	49,581	未 払 金	27,608
仕 入 掛 金	3,253	未 払 法 人 税	290
前 払 費 用	28,668	未 払 受 取 金	4,887
短 期 貸 付 金	29,880	前 受 取 金	157,419
そ の 他	10,719	預 め の 金 他	1,545
固 定 資 産	207,075		10,975
有 形 固 定 資 産	37,881		
建 物	51,306		
工 具、器 具 及 び 備 品	33,877		
リ ー ス 資 産	2,118		
減 価 償 却 累 計 額	△49,421		
投 資 そ の 他 の 資 産	169,193		
関 係 会 社 株 式	157,453		
そ の 他	11,740		
		負 債 合 計	208,863
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	791,555
		資 本 金	82,220
		資 本 剰 余 金	725,924
		資 本 準 備 金	433,678
		そ の 他 資 本 剰 余 金	292,245
		利 益 剰 余 金	5,702
		そ の 他 利 益 剰 余 金	5,702
		繰 越 利 益 剰 余 金	5,702
		自 己 株 式	△22,291
		新 株 予 約 権	2,771
		純 資 産 合 計	794,326
資 産 合 計	1,003,189	負 債 純 資 産 合 計	1,003,189

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年8月 1 日から)
(2025年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	536,323
売 上 原 価	164,496
売 上 総 利 益	371,826
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	421,994
営 業 損 失 (△)	△50,167
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,019
経 営 指 導 料	13,077
そ の 他	10
15,108	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1
為 替 差 損	559
560	
経 常 損 失 (△)	△35,619
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△35,619
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	290
290	
当 期 純 損 失 (△)	△35,909

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年9月22日

VALUENEX株式会社

取締役会 御中

協 立 監 査 法 人

東 京 事 務 所

代 表 社 員 公 認 会 計 士 朝 田 潔
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 田 中 伴 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、VALUENEX株式会社の2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、VALUENEX株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年9月22日

VALUENEX株式会社
取締役会 御中

協 立 監 査 法 人
東 京 事 務 所
代 表 社 員 公 認 会 計 士 朝 田 潔
業 務 執 行 社 員
代 表 社 員 公 認 会 計 士 田 中 伴 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、VALUENEX株式会社の2024年8月1日から2025年7月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年8月1日から2025年7月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を適切に示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月2日

VALUE NEX 株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 松 田 均 ㊞
(社外監査役)

社 外 監 査 役 宮 内 宏 ㊞

社 外 監 査 役 金 子 良 太 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都文京区大塚一丁目5番23号
嘉ノ雅 茗溪館 2階 茗溪



交通 地下鉄丸ノ内線 茗荷谷駅

1 番出口より 徒歩約 2 分

※本総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。